

平成 22 年 1 月 25 日

各 位

会 社 名 ダブルクリック株式会社
代表者名 代表取締役社長 中山 善光
(ヘラクレス市場 コード番号：4841)
問合せ先 管理部長 CFO 松本 宏子
電話番号 03-5718-8600

米国グーグル社らに対する DART 事業の譲渡及び仲裁手続の終了

並びに当社の商号変更について

当社は、本日開催の取締役会において、グーグル・インク（以下「米国グーグル社」といいます。）又はその子会社（以下「米国グーグル社ら」と総称します。）に対して当社の DART 事業を譲渡すること（以下「本事業譲渡」といいます。）、並びに、当社及び米国グーグル社ら間で係属中の仲裁手続を本事業譲渡の実行後に終了させる旨の合意をすることを決議の上、トランス・コスモス株式会社（以下「トランスコスモス」といいます。）、米国グーグル社らとの間で本日付で本事業譲渡等に関する契約を締結し、米国グーグル社との間で仲裁手続を本事業譲渡の実行後に終了させる旨の合意をいたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

また、当社は、同取締役会において、平成 22 年 3 月 8 日に開催予定の臨時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、平成 22 年 3 月 31 日付で当社の商号を TCI MCM ソリューション株式会社（英文名 TCI MCM Solution Inc.）に変更することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

I. 当社の事業再編の概要について

当社は、本日開催の取締役会において、当社の事業再編について、概要、次のとおり決議いたしました。

- ① 当社の平成 22 年 3 月 8 日開催予定の臨時株主総会における承認を条件として、トランスコスモスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施し、平成 22 年 3 月 29 日を効力発生日（予定）としてトランスコスモスが当社を完全子会社といたします。
- ② 本株式交換の効力が発生すること及びトランスコスモスの平成 22 年 3 月 19 日開催予定の臨時株主総会における承認を条件として、トランスコスモスを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を、平成 22 年 3 月 30 日を効力発生日（予定）として実施いたします。
- ③ 当社の 4 事業（DART 事業、メール配信事業、モバイルプロモーション事業、Web サイト分析事業）のうち DART 事業を、平成 22 年 3 月 31 日を効力発生日（予定）として米国グーグル社らへ譲渡いたします（本事業譲渡）。
- ④ 当社のメール配信事業、モバイルプロモーション事業、Web サイト分析事業は、本合併後のトランスコスモスにおいて、より付加価値の高いサービスの提供を目指し継続、発展させてまいります。

これらのうち、本株式交換及び本合併の詳細については、当社とトランスコスモスとの本日付プレスリリース「トランス・コスモス株式会社とダブルクリック株式会社の株式交換契約及び合併契約の締結について」をご参照下さい。また、本合併の効力が予定通り発生した場合には、本事業譲渡は当社を吸収合併したトランスコスモスにより実行されることになります。

II. DART 事業の譲渡について

1. 事業譲渡の理由

当社が米国グーグル社らに対して当社の DART 事業を譲渡する旨の決定に至った理由は、以下のとおりです。

(1) 当社の事業及び DART 事業について

当社は、創業以来、顧客の満足の創造に挑み続けるテクノロジーカンパニーとしてインターネット時代における新しいコミュニケーションのあり方に着目したサービスを提供してきており、現在では、DART 事業（事業の概要については下記ご参照）、メール配信事業、モバイルプロモーション事業及び Web サイト分析事業を主要事業としております。

このうち「DART (Dynamic Advertising Reporting & Targeting)」とは、インターネット広告を配信管理するソフトウェア及びそのサービスの総称で、米国グーグル社が有する商標であり、当社が平成 9 年の創業時より米国ダブルクリック社（当時）と DART に関する日本国内における独占的ライセンス契約（以下「DART 契約」といいます。）を締結し（その後米国ダブルクリック社が米国グーグル社に買収されたことにより、同社が契約上の地位を承継しております。）、DART を用いた製品及びサービスを日本国内において独占的に販売する権利のもと、インターネットマーケティングにおける広告配信の最先端技術を国内において普及させるべく注力してまいりました。また、米国グーグル社は、当社の親会社であるトランスコスモスとの間で競業避止義務契約を締結しております。

(2) 米国グーグル社らとの係争について

平成 21 年 1 月 29 日に当社が開示しております「米国グーグル社等に対する DART 技術に関する仮処分及び仲裁申立てに関するお知らせ」に記載のとおり、米国グーグル社から、当社の行為が DART 契約上の競業禁止義務に違反しているとして、契約違反を解消しない限り DART 契約を解除する旨の一方的な通知がなされました。当社は、かかる解除通知には根拠がないものと考え、DART 契約の誠実な履行を求めるため、米国グーグル社らに対して、DART 契約解除の差止命令及び契約解除を禁止する仮処分の申し立てを行い、仲裁手続を開始・継続してまいりました。

(3) DART 事業の譲渡

しかしながら、当社は、以上のような米国グーグル社らとの一連の係争及びこれが当社の DART 事業に与える悪影響等を総合的に勘案し、米国グーグル社らから相当対価の支払を受けることと引換えに、米国グーグル社らとの係争に終止符を打ち、テクノロジー事業に経営資源を集中することが、当社の利益に資すると判断するに至りました。

そこで、当社及びトランスコスモス並びに米国グーグル社は、①当社の DART 事業を米国グーグル社らに譲渡すること（本事業譲渡）、②本事業譲渡に関連してトランスコスモスが契約等を米国グーグル社らに譲渡すること、③当社及び米国グーグル社間の DART 契約等を終了させること、並びに④トランスコスモス及び米国グーグル社間の上記競業避止義務契約等を終了させることの対価として、米国グーグル社らが当社及びトランスコスモスにそれぞれ相当額を支払うことを内容とする契約を本日付で締結いたしました。同契約によれば、上記①乃至④の対価として、米国グーグル社らより合計金 4,500 万米ドルが、当社及びトランスコスモスに対して支払われることが予定されております。なお、DART 事業に従事している従業員については、当社がトランスコスモスに吸収合併された後、グーグル株式会社に出向させる予定です。

なお、トランスコスモスと米国グーグル社との間の取引の内容については、トランスコスモスの本日付プレスリリース「特別損失及び特別利益の計上並びに子会社の商号変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 事業譲渡の概要

(1) DART 事業部門の内容

DART for Publishers (DFP)	広告収益でウェブサイトを経営する媒体社もしくはアドネットワーク運営会社向けに DART 技術を一定期間貸し出す ASP 型のサービス
DART for Advertisers (DFA)	出稿した広告の一元管理や、広告をクリックして自社ホームページに訪れたユーザー動向の分析等を行いたい広告主や広告代理店向けに DART 技術を一定期間貸し出す ASP 型のサービス
DART Enterprise	広告収益でウェブサイトを経営する媒体社もしくはアドネットワーク運営会社向けに、インターネット広告の配信及び管理の機能を提供する他、e コマースサイトなどに対して効果的にコンテンツを配信する eCRM 機能も提供する導入型ソフトウェア

(2) DART 事業部門の経営成績（平成 21 年 3 月期）

	DART 事業 (a)	当社実績 (b)	比率 (a/b)
売上高	597 百万円	1,574 百万円	37.9%
売上総利益	161 百万円	550 百万円	29.3%
営業利益	△14 百万円	22 百万円	—

(注) DART 事業の営業損失につきましては、本社経費等の配賦後の数値であります。

(3) 譲渡する資産・負債の項目及び金額

事業譲渡実行日（下記）付で譲渡される資産は、DART 事業に関する知的財産権、契約、その他の DART 事業に係る技術的情報等を含みます。当社から米国グーグル社らに対して承継される契約における一定の未履行の債務を除き、米国グーグル社らは、当該譲渡により負債を承継しません。

(4) 譲渡価額及び決済方法

譲渡対象資産、トランスコスモスが契約等を米国グーグル社らに譲渡すること、当社及び米国グーグル社間の DART 契約等を終了させること、並びにトランスコスモス及び米国グーグル社間の競業避止義務契約等を終了させることの対価として、米国グーグル社らから合計 4,500 万米ドルを、現金によって決済します。

3. 事業譲渡の日程

平成 22 年 1 月 25 日	取締役会決議日
平成 22 年 1 月 25 日	事業譲渡契約締結日
平成 22 年 3 月 31 日	事業譲渡実行日（予定）

(注) 当社から米国グーグル社らに対する DART 事業の譲渡は、会社法 467 条 1 項 2 号の「事業の重要な一部の譲渡」に該当しないことから、事業譲渡契約に関する株主総会の承認を受けることなく行う予定です。

4. 事業譲渡先の概要

DART 事業に関する知的財産権等の譲渡先は米国グーグル社、DART 事業に関する契約等の譲渡先は米国グーグル社の子会社である Google Asia Pacific Pte. Ltd. となる予定であり、その概要は以下のとおりです。

名称	Google Inc.	Google Asia Pacific Pte. Ltd.
設立日	1998年9月4日	2008年11月9日
本店所在地	1600 Amphitheatre Parkway, Mountain View, CA 94043, USA	#27-01 Millenia Tower 1 Temasek Ave Singapore 039192
主たる事業の内容	広告事業及びオンライン事業	Google Inc. の間接子会社として、アジア太平洋地域における事業の財務管理を行うこと
代表者の名前	最高経営責任者 Eric Schmidt	Director Michael Tan Director Marco Borla
従業員数	19,835人(平成21年12月31日現在)	非公開
株式を上場している証券取引所	NASDAQ	未上場
純資産額	28,238,862千米国ドル(平成20年12月31日現在の連結財務諸表による。)(注1)	非公開
大株主(議決権ベース・括弧内は議決権割合)	Larry Page (29.4%) Sergey Brin (28.9%) Eric Schmidt (9.5%) (2009年2月17日時点)(注2)	Google Inc. が間接的に100%の株式を保有
当社との関係	資本関係及び人的関係はありません。取引上の関係は上記1(1)記載の通りです。	資本関係、人的関係及び取引上の関係のいずれもありません。

(注1) 詳細については、

http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1288776/000119312509222384/d10q.htm#tx26249_2
をご参照下さい。

(注2) 詳細については、

http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1288776/000119312509061999/ddef14a.htm#rom66148_78
をご参照下さい。

なお、事業の譲渡先が米国グーグル社の他の子会社となる可能性がございますが、譲渡先が変更になりました場合にはすみやかにお知らせいたします。

5. 会計処理の概要

本合併の効力が発生した場合には、本事業譲渡は当社を吸収合併したトランスコスモスにより実行される予定であることから、吸収合併したトランスコスモスにおいて譲渡価格と譲渡対象資産の簿価との差額を事業譲渡益として計上する予定です。

6. 今後の見通し

前述のとおり、本合併の効力が予定通り発生した場合には、本事業譲渡は当社を吸収合併したトランスコス

モスにより実行されることになり、上記譲渡対価も合併後のトランスコスモスに対して支払われる見込みです。本事業譲渡によるトランスコスモスの業績への影響につきましては、トランスコスモスの本日付プレスリリース「特別損失及び特別利益の計上並びに子会社の商号変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

Ⅲ. 仲裁手続の終了について

上記「Ⅱ. DART 事業の譲渡について」に記載のとおり、当社の DART 事業を米国グーグル社らに譲渡するとともに現在当社及び米国グーグル社ら間で係属中の仲裁手続を本事業譲渡の実行後に終了させる旨の合意がなされましたので、お知らせいたします。

1. 仲裁の申立てから仲裁の終了の合意に至るまでの経緯

当社は、上記「Ⅱ. 1. (2) 米国グーグル社らとの係争について」に記載のとおり、米国グーグル社に対して、DART 契約解除の差止命令及び契約解除を禁止する仮処分を申し立てを行い、仲裁手続を開始・継続してまいりましたが、かかる米国グーグル社らとの一連の係争及びこれが当社の事業に与える悪影響等を総合的に勘案し、米国グーグル社らから相当対価の支払を受けることと引換えに、米国グーグル社らとの仲裁手続を終了させ、テクノロジー事業に経営資源を集中することが、当社の利益に資すると判断するに至りました。

2. 仲裁手続を終了する旨の合意の相手方

(1) 名称

Google Inc.

(2) 所在地

1600 Amphitheatre Parkway, Mountain View, CA 94043, USA

(3) 代表者の役職・氏名

最高経営責任者 Eric Schmidt

3. 仲裁手続を終了する旨の合意の内容

当社と米国グーグル社との間で契約を締結後可及的すみやかに仲裁手続を停止し、本事業譲渡の実行を条件として、本事業譲渡の実行時点で当社と米国グーグル社との間の DART 契約等を解除し、当該契約等に基づく請求から互いに相手方当事者を解放し、本事業譲渡の実行後に仲裁手続を終了させる旨合意しております。

Ⅳ. 商号変更について

1. 変更の理由

当社が使用している「ダブルクリック」の商標は、当社及び米国グーグル社間のダブルクリック国際商標契約に基づき、当社がその使用を許諾されているものです。上記のとおり、当社は DART 事業を米国グーグル社らに譲渡することを予定しており、かかる譲渡と同時に、米国グーグル社とのダブルクリック国際商標契約を終了させることを予定しております。そこで、当社は、平成 22 年 3 月 31 日をもって当社の商号を TCI MCM ソリューション株式会社に変更することとしました。

なお、かかる商号変更につきましては、平成 22 年 3 月 8 日に開催予定の臨時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件といたします。また、本合併の効力が予定通り発生した場合には、今般の商号変更の効力が発生する前に、本合併により当社は解散することとなります。

2. 新商号（英文表記）

TCI MCM ソリューション株式会社（英文:TCI MCM Solution Inc.）

3. 変更日

平成 22 年 3 月 31 日 (予定)

以 上